

議題事項

警察署協議会委員のうち、任期が令和7年3月31日をもって満了する委員について、再任または新たな委員の選任を行い、令和7年4月1日付けで委嘱するもの

1 委嘱期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間

2 委嘱委員数

11警察署協議会（小豆警察署を除く。）の委員 61人

・新規委員31人（男性16人、女性15人）

・再任委員30人

3期目12人（男性7人、女性5人）

2期目18人（男性14人、女性4人）

協議会名	委員数	協議会名	委員数
東かがわ	3（1）	高松西	3（3）
さぬき	3（1）	丸亀	10（2）
高松東	4（2）	琴平	3（1）
高松北	12（4）	三豊	4（2）
高松南	10（4）	観音寺	4（1）
坂出	5（3）	計	61（24）

※（ ）は女性で内数

3 委員の選任要領

以下の方針で選任案を作成したもの

- ・各警察署長からの推薦を受けた委員候補者の中から、居住地域、職域（組織）及び年齢層に偏りが生じないよう選任
- ・再任（2回まで可能）の承諾が得られた委員については、特段の事情がない限り選任

4 選任案

「委嘱予定者名簿」のとおり

5 今後の予定

(1) 委員の氏名の公示

令和7年4月1日、警察署ごとに委嘱された委員の氏名を公示

(2) 委嘱状の交付

- ・新規委嘱委員については公安委員会において委嘱式を開催予定
- ・再任委員については各警察署長により交付予定

公 安 委 員 会 説 明 資 料 No. 2	香川県警察組織規則の一部改正について	令和 7 年 3 月 13 日 警 務 部
議題事項 香川県警察組織規則（平成 12 年香川県公安委員会規則第 7 号）の一部について所要の改正を行うもの		
1 改正理由 令和 7 年度の組織改正については、運営重点に掲げる「警察活動を支える基盤整備の強化と柔軟・能率的な組織運営の推進」及び「警戒の空白を生じさせないための組織運営の指針」に基づき、各種課題に対応するため組織の見直しを行う。 2 改正内容 (1) 「サイバー・情報管理局」及び「サイバー・情報管理局长」の新設（第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 35 条の 3） サイバー空間を巡る脅威に的確に対処するための機能強化を図ることを目的として、警務部内に「サイバー・情報管理局」を新設するとともに、県警察全体のサイバー関連業務を統括する部長級の職として「サイバー・情報管理局长」を新設 (2) 所掌事務の変更等 ア サイバーセキュリティに係る事務の移管（第 13 条の 2） 企画課サイバーセキュリティ統括室が所掌する事務をサイバー対策課に移管 イ 文書管理に係る事務の移管（第 9 条第 1 項、第 14 条） 情報管理課が所掌する公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事務並びに公文書類の浄書及び印刷に関する事務を企画課に移管 ウ 情報解析に係る事務の一部の移管（第 13 条の 2、第 20 条） 情報分析捜査課が所掌する犯罪の取締りのための情報技術の解析に関する事務をサイバー対策課に移管 エ 雑踏警備に係る事務の移管（第 18 条の 2、第 32 条） 地域課が所掌する雑踏警備に関する事務を警備課に移管 オ その他所要の改正を行う。 (3) 刑事訴訟法第 189 条第 1 項及び 199 条第 2 項に基づく司法警察員の指定に関する規則等の一部改正（附則第 2 項、3 項、4 項、5 項及び 6 項） 上記「サイバー・情報管理局」の新設に伴い、所要の改正を行う。 3 改正案 香川県警察組織規則の一部を改正する規則（案）のとおりに従う。 4 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日		

公安委員会 説明資料No. 3	香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部改正について	令和7年3月13日 警務部
--------------------	---------------------------------------	------------------

議題事項

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第10号）の一部について所要の改正を行うもの

1 改正理由

令和7年度の組織改正については、運営重点に掲げる「警察活動を支える基盤整備の強化と柔軟・能率的な組織運営の推進」及び「警戒の空白を生じさせないための組織運営の指針」に基づき、各種課題に対応するため配置定員の見直しを行う。

2 改正内容

(1) 警察本部、警察署の配置定員（第2条、第3条）

- ア サイバー空間における対処能力の強化
- イ 自転車その他の小型モビリティ対策の強化
- ウ かがわマラソンの実施に向けた対策の強化
- エ 適切な運転免許業務推進のための対策の強化
- オ 経済安全保障の確保その他の対日有害活動対策の強化
- カ ローン・オフエンダー等に対する対策の強化
- キ 業務の平準化に向けた体制見直し

(2) 派遣職員等（第4条）

語学研修等への派遣職員等の配置定員の見直し

3 改正案

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則（案）のとおり

4 施行期日

令和7年4月1日

公安委員会 説明資料 No. 4	香川県公安委員会個人情報の保護に関する法律 施行細則の一部改正について	令和 7 年 3 月 13 日 警 務 部
議題事項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、香川県公安委員会個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する。		
1 改正理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行により健康保険被保険者証が廃止されたことから、香川県公安委員会個人情報の保護に関する法律施行細則について所要の改正を行うもの 2 改正内容 ○ 保有個人情報開示請求書（別記様式第 1 号） ○ 保有個人情報訂正請求書（別記様式第 14 号） ○ 保有個人情報利用停止請求書（別記様式第 23 号） の請求者本人確認書類から健康保険被保険者証を削除する。 3 改正案 香川県公安委員会個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則（案）のとおり 4 施行期日 公布の日（令和 7 年 3 月 21 日）		

議題事項

アナログ規制の見直し等に伴い、遺失物法の規定に基づく特例施設占有者の指定、施設占有者に対する報告の要求等に係る手続に関する規則の一部を改正するもの

1 改正理由

- (1) 「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第63号）に基づき、デジタル庁が推進しているアナログ規制の見直しに伴う改正
- (2) 「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号）の施行に伴う改正

2 改正内容

- (1) 特例施設占有者指定公告（第3条）、特例施設占有者変更事項公告（第4条）及び特例施設占有者指定取消公告（第5条）の公示方法を「掲示板に掲示して行う」ことから、「インターネットの利用その他の適切な方法で行う」ことに改める。
- (2) 別記様式第2号（第2条関係）に定める誓約書について、様式中の文言「禁錮以上」を「拘禁刑以上若しくは懲役若しくは禁錮」に改める。

3 改正案

「遺失物法の規定に基づく特例施設占有者の指定、施設占有者に対する報告の要求等に係る手続に関する規則（案）」のとおり

4 施行期日

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別記様式第2号に定める誓約書については、令和7年6月1日から施行する。

公安委員会 説明資料 No. 6	道路交通法施行細則等の一部改正について	令和 7 年 3 月 13 日 交 通 部
議題事項		
道路交通法の一部改正によるマイナンバーカードと運転免許証の一体化及び刑法等の一部改正による拘禁刑の創設等に伴い、道路交通法施行細則等の一部を改正するもの		
1 改正理由及び改正概要		
(1) 道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号）の施行によるマイナンバーカードと運転免許証の一体化に伴い、道路交通法施行細則（平成 12 年香川県公安委員会規則第 3 号。以下「道交法細則」という。）及び道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成 12 年香川県公安委員会規則第 28 号。以下「意見の聴取等規則」という。）の一部改正を行う。 (2) 上記(1)に伴い、香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成 12 年香川県公安委員会規則第 34 号。以下「専決規則」という。）の一部改正を行う。 (3) 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行により、「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」が創設されることから、道交法細則及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行細則（平成 12 年香川県公安委員会規則第 24 号。以下「保管場所細則」という。）の一部改正を行う。 (4) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 60 号）の施行により、運転免許技能試験実施基準等が改正されることから、道交法細則の一部改正を行う。		
2 改正内容		
(1) 道交法細則関係（第 1 条） ア 特定免許情報の記録の申請手続等、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する所要の改正を行う。 イ 限定解除審査及び運転免許条件変更審査に関する所要の改正を行う。 ウ 別記様式中の「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 (2) 専決規則関係（第 2 条） 事務の追加及び廃止、その他所要の改正を行う。 (3) 保管場所細則関係（第 3 条） 別記様式中の「禁錮」を「拘禁刑」に改め、その他所要の改正を行う。 (4) 意見の聴取等規則関係（第 4 条） 別記様式中の「運転免許証」を「運転免許証・マイナ免許証」等に改める。		
3 改正案		
道路交通法施行細則等の一部を改正する規則（案）のとおり		
4 施行期日		
(1) 令和 7 年 3 月 24 日… 2 (1)ア、2 (2)、2 (4) (2) 令和 7 年 4 月 1 日 … 2 (1)イ (3) 令和 7 年 6 月 1 日 … 2 (1)ウ、2 (3)		

報告事項

令和 7 年 4 月 8 日（火）県警察学校において、初任科第 95 期及び一般職員初任科第 37 期に対する入校式を挙行する。

1 入校式

(1) 日時・場所

令和 7 年 4 月 8 日（火）午後 1 時 30 分～

香川県警察学校体育館

(2) 入校生（52 人）

ア 初任科第 95 期短期課程 23 人（うち女性 3 人）

イ 初任科第 95 期長期課程 17 人（うち女性 6 人）

ウ 一般職員初任科第 37 期 12 人（うち女性 11 人）

(3) 出席者

ア 来賓

知事、県議会議長、高松地方検察庁検事正

イ 警察関係

公安委員会委員長、警察本部長、警察本部各部長、首席監察官、地域監、警務部
統括参事官、学校長以下教職員

ウ その他

入校生家族

2 入校期間

(1) 初任科短期課程

179 日間（令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 7 年 9 月 26 日（金））

(2) 初任科長期課程

302 日間（令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 8 年 1 月 27 日（火））

(3) 一般職員初任科

24 日間（令和 7 年 4 月 2 日（水）～令和 7 年 4 月 25 日（金））

3 式次第

裏面のとおり

式 次 第

- 1 開式
- 2 国歌斉唱
- 3 辞令交付及び入校許可
- 4 学生宣誓
- 5 学校長式辞
- 6 本部長訓示
- 7 公安委員会委員長あいさつ
- 8 来賓祝辞
 - 香川県知事
 - 香川県議会議長
 - 高松地方検察庁検事正
- 9 閉式